

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する
修正案要綱

一 基礎調査の義務の明確化

都道府県は、おおむね五年ごとに、基礎調査を行わなければならないこと。 (第四条第一項関係)

二 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の義務化

1 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることを認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定しなければならないこと。 (新第七条第一項関係)

2 都道府県知事は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあることを認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定しなければならないこと。 (新第九条第一項関係)

三 その他

所要の規定を整備すること。